

水道課からのお知らせ

水道の凍結にご注意願います！

寒い日がまだまだ続きます。寒さが一段と厳しくなる2月は、水道管の凍結が多くなります。水道管が凍結すると水道が使えなくなるばかりでなく、修理代などの思わぬ出費がかさむことがあります。

特に「外気温がマイナス4℃以下になったとき」「旅行などで長期間使用しないとき」「1日中、外気温がマイナスの真冬が続いたとき」はご注意ください。



水道料金の減免制度をご存じですか？

次に掲げる「①基本要件」のすべてに該当する方で、かつ「②世帯要件」のいずれかに該当する場合には、水道料金の一部が軽減される制度があります。

減免の申請の際には、次の内容について確認できるもの（受給者証等）と印鑑をご用意のうえ、役場水道課の窓口までお越しください。

①基本要件（すべてに該当）

- ・住民税（町道民税）が非課税の世帯であること。
- ・水道の用途区分が「一般用」であること。
- ・減免申請者が水道の使用名義人であること。
- ・生活保護法による生活扶助を受給していないこと。

②世帯要件（いずれかに該当）

- ・**高齢者世帯**
満70歳以上のひとり暮らし世帯又は満70歳以上の方のみの世帯
- ・**ひとり親等世帯**
児童扶養手当又は遺族基礎年金を受給している世帯
- ・**身体障がい者世帯**
身体障害者手帳（1、2級）の交付を受けている方を有する世帯（ただし、該当者が病院や社会福祉施設に入院又は入所している場合を除く。）
- ・**特殊事情世帯**
その他災害等の事情により、特に町長が認めた世帯

窓 □



◆通常料金と減免後の料金の比較

	通常的水道料金	減免後の水道料金
基本料金（7㎡まで）	1,826円	1,588円
超過料金（1㎡につき）	270円	235円

（例）一般用口径13ミリで1か月の使用量が15㎡の場合

- ・通常 1,826円 + (15㎡ - 7㎡) × 270円 = 3,986円
 - ・減免後 1,588円 + (15㎡ - 7㎡) × 235円 = 3,468円
- 3,986円（通常） - 3,468円（減免後） = 518円

水道料金は納期内に納入をお願いします！

水道事業は、原則独立採算制をとっており、皆様からの「水道料金」が大変重要な収入となっておりますので、水道料金の納期内納入にご理解、ご協力をお願いします。

水道料金の支払いを怠りますと、水道事業といたしまして不本意ではありますが「給水停止」を行っています。そうした事態にならないよう、ご注意ください。

万が一、病気や失業等で水道料金の支払いが困難になった場合は、そのままにせず早めに水道課までご相談ください。

◆問合せ 水道課 ☎21-2130

屋根からの落氷雪事故防止などのお願い

毎年、沿道建物等からの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。

皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故を無くするため、特に、次のことに注意するようお願いいたします。

- 落氷雪事故の発生が懸念されるような沿道建物等については、雪止めを設置するようにしてください。
- 落氷雪事故は、気温がマイナス3～プラス3℃程度のときに発生しやすいという特徴があるため、早めに除雪するとともに、除雪の際には、歩行者や遊んでいる子供等に十分注意するようにしてください。
- 交通事故及び交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。
- 軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。
- 軒下や道路では、絶対に子供を遊ばせないようにしてください。

◆問合せ 小樽開発建設部 小樽道路事務所 ☎0134-22-9116